

# 臨床発達心理士 スーパーバイザー

Supervisor of  
Clinical Developmental Psychologist

## 認定申請ガイド

-2017 年度版-



一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

2017年6月

## < 目 次 >

I	はじめに.....	1
II	臨床発達心理士スーパーバイザー資格について .....	2
III	臨床発達心理士スーパーバイザー資格申請手続き要領.....	5

## はじめに

臨床発達心理士スーパーバイザー資格は、通常の臨床発達心理士の専門性をさらに高め、その活動範囲を広げることを目的として、2008年5月に設けられました。現在、国家資格としての「公認心理師」の準備が進められていますが、本資格は臨床発達心理士資格と同様、公認心理師が運用されるようになって、共存していくことが確認されています。

臨床発達心理士スーパーバイザーには、(1)臨床発達心理士となろうとしている人や臨床発達心理士になった人(スーパーバイザー)に対して、スーパービジョンを通して支援し、その人たちの発達を支える役割、(2)そのために、常にスーパーバイザーのあり方、スーパービジョンの内容の妥当性などに対する自己研鑽を怠らず、日本臨床発達心理士会や各支部での活動などでの指導的・主体的な役割を担うことが求められています。

臨床発達心理士スーパーバイザー資格は、これまでの臨床発達心理士としての活動、スーパービジョンの実績などを基に厳正な審査が行われて付与されるものですが、臨床発達心理士としての経験が豊富だからスーパービジョンできるとか、臨床発達心理士としてのクライアントへの支援が上手いからよいスーパーバイザーになれるとはかぎりません。本来ならスーパーバイザーとしての正式な訓練や教育を受けた後、さらにスーパーバイザーとしての研鑽を継続的に行っていく必要があります。そのため、スーパーバイザー資格認定委員会では、SV(スーパーバイザー)研修会を開催し、スーパーバイザー資格初任者向け研修や高度なスーパービジョンのための研修などを企画していますので、資格更新のためだけでなく、よりよいスーパーバイザーを目指すためにより多くの研修を受けてください。

この資格は、次に示す要件を満たした臨床発達心理士が所定の手続きにより臨床発達心理士資格認定運営機構に申請し、厳正な審査を経て認定を受ける仕組みとなっています。スーパーバイザーの申請要件は、(1)臨床発達心理士の有資格者であり、(2)同資格取得後5年以上関連する業務・活動を継続し、(3)同資格を1回以上更新していることの3点です。しかし、臨床発達心理士自身が臨床発達心理学の知識・技能と専門職としての高い倫理性が求められる資格であることからすると、その指導的役割を担うスーパーバイザーには、人の尊厳と権利を尊重する臨床的態度、人と人、機関と機関をつなぐ関係調整力、セクハラ・パワハラ等への高い倫理観など、より一層高い水準の力が期待されます。

申請者は「臨床発達心理士スーパーバイザー資格申請手続き要領」(p5)に従って、資格申請受付期間中に資格申請の手続きを必要とします。この新たなチャレンジに、大勢の人が積極的かつ真摯に取り組んで下さることを心より願っております。

2017年6月

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

代表理事 秦野 悦子

スーパーバイザー資格認定委員会委員長 伊藤 英夫

# 臨床発達心理士スーパーバイザー資格について

## 1. 臨床発達心理士スーパーバイザーとは

臨床発達心理士になろうとしている人や臨床発達心理士になった人（スーパーバイザー）に対して、スーパービジョンを通して支援し、その人たちの発達を支える役割を担う人のことです。本来、スーパービジョンは、同じ臨床発達心理士同士という仲間関係の中で、先輩から後輩へその人の発達に合わせて行われるもので、異職種間のコンサルテーションとは意味も内容も全く異なるものです。したがって、スーパーバイザー有資格者に求められていることは「支援者を目指す人・支援者として活動している人への支援」であり、臨床発達支援の技術的な側面だけでなく、関係的な調整を支える感受性と、社会的責任に対するバランスのとれた指導性が求められています。さらにはスーパーバイザーに対する指導的な責任と同時に、スーパーバイザーからの支援を受けるクライアントに対しても責任を持つ存在となります。

臨床発達心理士スーパーバイザーは、具体的には次のような点が求められています。

### (1) 「スーパーバイザーとしてのスーパーバイザーに対する発達の観点をしっかりもつ」

臨床発達心理士は、「発達の観点」を重視した支援のための資格であることは、十分ご承知だと思います。それでは、臨床発達心理士スーパーバイザーに必要な発達の観点とはどのようなものでしょうか。臨床発達心理士には、①生物・心理・社会的側面からなる生活文脈から対象を捉える視点、②時間的・発生的な過程として捉える視点、③兆候・問題・障害を包んだ（インクルージョンの視点を持った）視点が発達の観点として要求されています。臨床発達心理士スーパーバイザーに必要とされるスーパーバイザーに対する発達の観点は、臨床発達心理士に要求されるものと全く同じものといってもよいでしょう。スーパーバイザーに対しても、発達の観点を持ったアセスメントを行い、導き出された支援計画に基づき、発達の観点をもった支援を行う点では、観点は同じなのです。

### (2) 「スーパーバイザーとしてのスーパーバイザーの発達を支援するための研鑽姿勢をもつ」

臨床発達心理士スーパーバイザーは、「他者を支援する臨床発達心理士」を育て支援することがその役割です。スーパーバイザーといっても様々な人がいて、多様な支援ニーズをかかえています。そのような多様なスーパーバイザーを支援するためには、まずスーパーバイザーの的確なアセスメントを行い、それぞれのスーパーバイザーの発達にあったスーパービジョンを提供する必要がありますことは、すでに述べました。スーパービジョンの長いプロセスでは、当然スーパーバイ

ジの発達的变化に合わせてスーパービジョンの方法や内容を変えていく必要があります、スーパーバイザーの変化を的確に把握する力や、支援の内容を変えていく方法論を持ちあわせていることが要求されます。特に臨床発達心理士を目指す大学院生に対する指導では、高圧的な態度や指導であってはならないことは当然ですが、一人ひとりの大学院生の資質を見ぬいた上で、実習での未熟な対応や臨場的な知識の不足を自ら気づき、修正しようとする態度を支援することが重要となります。このようなスーパービジョンを実現するためには、自らのスーパービジョンをモニタリングし、振り返りを行う研鑽姿勢が要求されます。適当にアドバイスしておけばよいというような軽いものではないということをしかりと認識しておかなければなりません。

**(3)「スーパーバイザーとして幅広い視点から臨床発達心理士を育成するために、自らの視点を広げ、常に自己啓発する態度を身につける」**

臨床発達心理士の活躍する場面は、実にさまざまです。したがって、臨床発達心理士が身につけるべき技能や知識は、多岐にわたります。臨床発達心理士は、常に自分の接する場面や状況に役立つ技能や知識を学び続ける必要があります。そのようにさまざまな場面で活躍する臨床発達心理士へのスーパービジョンを行うわけですから、広い視野を持ち、常に研鑽し自己啓発していく必要があります。自分の行っている特定の技法や考え方だけにとらわれてそれを押しつけようとするのではなく、スーパーバイザーが興味を示すさまざまな考え方や技法にも心を開き、それらを理解し実践しようとする広い視野と大きな度量を持つことも求められています。

**(4)「スーパーバイザーとしての自覚と責任を持ち、社会的な視点から世の中の物事に対処できる心構えを常に備えておく」**

臨床発達心理士スーパーバイザーは、長期間にわたって自らがスーパービジョンを行って育てた臨床発達心理士の、その後の活動のあり方にも目配りをきかせている必要があります。その意味で、広く臨床発達心理士の活動全般をとらえ、その社会的な意味について常に反省的に把握している必要があります。臨床発達心理士という資格制度のあり方にも、自分が深く関与しその責任の一端を担うべき存在であることを自覚しておかなければなりません。

**(5)「スーパーバイザーとして日本臨床発達心理士会の地区あるいは支部での活動実績があり、かつそのような活動を今後もしていく意思がある」**

臨床発達心理士が地区の現場で働き続けるには、互いに連携し情報交換し合って、常に互いに研鑽し続けている必要があります。そのような連携と研鑽の場を保証しているのが、日本臨床発達心理士会の地区の支部会です。臨床発達心理士を育成しその生長を支援するスーパーバイザーは、そのような地区の支部会でも大いに活躍していただく必要があります。

## 2. 申請要件

申請資格があるのは、(1)臨床発達心理士の有資格者で (2) 臨床発達心理士資格取得後 5 年以上関連する業務・活動を継続し、(3)臨床発達心理士資格を 1 回以上更新している方です。

## 3. 資格認定の概要

資格認定は以下の 1) 臨床発達心理士スーパーバイザー資格申請書、2) 申請理由書 (4000 字程度)、3) 推薦書 (臨床発達心理士による推薦書)、4) 口述審査に基づき、総合的に行います。なお、口述審査は 2017 年 11 月 19 日 (日) に行われます。

## 4. 資格認定にかかる費用

認定審査料は 19,500 円です。また、審査に合格した際には 12,000 円の登録料が必要です。

## 5. 資格の有効期間と更新手続き

資格の有効期間は 5 年です。スーパーバイザー資格を取得された方は、以後スーパーバイザー資格の更新のみをしていきます。スーパーバイザー資格の更新については、スーパーバイザーのための研修会参加証明書を提出していただきます。更新については、更新時期に更新ガイドが発行されますので、それを参照してください。

なお、スーパーバイザーの更新を辞退されて、臨床発達心理士資格の継続を希望される場合は、臨床発達心理士としての更新条件にみあうポイントが必要となります。

### ※2017 年度 通常の臨床発達心理士資格更新対象者であることと重なった場合

2017 年度の臨床発達心理士資格更新対象者へは、2017 年 10 月頃に資格更新申請ガイドおよび資格更新申請書類を送付します。しかし、2017 年度にスーパーバイザー資格に申請し、合格した場合は、臨床発達心理士資格更新の必要はありません。

スーパーバイザー資格認定の合否結果は、12 月中旬頃通知されます。不合格になった場合には、臨床発達心理士資格更新 (詳細は資格更新申請ガイドを参照) が必要となりますので、通常の臨床発達心理士の更新ポイント (特に(1)区分研修の必須 4 ポイント) を集めておくことをお勧めします。

# 臨床発達心理士スーパーバイザー資格申請手続き要領

## 1. 申請資格者

臨床発達心理士スーパーバイザー資格認定細則3条に基づき、申請資格があるのは、臨床発達心理士の有資格者でかつ臨床発達心理士資格取得後5年以上関連する業務・活動を継続し、臨床発達心理士資格を1回以上更新している方です。

## 2. 資格申請の受付期間

2017年8月21日（月）～9月3日（日） 最終日消印有効

## 3. 資格審査結果の通知

臨床発達心理士スーパーバイザー資格認定細則3条に基づき審査し、審査結果は、2017年12月中旬頃に通知します。

通知後、諸費用の払い込みを確認し、認定証やIDカードの発行および臨床発達心理士スーパーバイザーとして日本臨床発達心理士会名簿に掲載します。なお、登録料は12,000円です。

## 4. 資格の有効期間と資格更新

資格の有効期間は、2018年4月1日から5年間です。以降は、5年ごとに資格更新を行います。スーパーバイザー資格の更新については、スーパーバイザーのための研修会参加証明証の提出をしていただく予定です。更新については、更新時期に更新ガイドが発行されますので、そちらを参照してください。

## 5. 資格認定審査の実際

1) 資格認定は以下の申請書類・口述審査に基づき総合的にを行います。

- |  |    |
|--|----|
| 1) 臨床発達心理士スーパーバイザー資格認定申請書（申請様式1）                         | 3通 |
| 2) 臨床発達心理士スーパーバイザー資格認定申請理由書<br>（申請様式2・申請様式3・申請様式4・申請様式5） | 3通 |
| 3) 臨床発達心理士スーパーバイザー資格認定申請推薦書（申請様式6）                       | 1通 |
| 4) 口述審査  |    |

申請理由書は、臨床発達心理士スーパーバイザーに求められる以下の要件の中から4項目（ただし、3)または4)のいずれかを必ず含むこと）以上の内容を含んだ上で、①臨床発達心理士としての活動

経験とその特徴、②スーパーバイザー資格取得後の抱負を全体で 4000 字程度でお書きください。どの要件を含みこんだか明記してください。なお、3) 臨床発達心理士としての実践経験、4) 臨床発達心理学に関連する研究実績については様式 3、4 を使用して詳細リストを作成してください。また、4) の研究実績としてあげたもののうち、主要 3 編のコピーを必ず添付して下さい。

臨床発達心理士スーパーバイザーに求められる要件

- 1) 臨床実習指導の経験
- 2) スーパービジョンの経験
- 3) 臨床発達心理士としての実践経験
- 4) 臨床発達心理学に関連する研究実績
- 5) 日本臨床発達心理士会主催研修会の講師経験
- 6) 資格認定委員会が主催する指定科目取得講習会の講師経験
- 7) 日本臨床発達心理士会支部研修会の講師経験
- 8) 日本臨床発達心理士会支部または地域での活動経験

2) 以下の書類を準備の上ご提出ください。

資格申請書類一式（「臨床発達心理士スーパーバイザー資格申請書」「申請理由書」「推薦書」「提出書類確認表」）はウェブサイト（<http://www.jocdp.jp/qualifier/renewal/>）からダウンロードしてください。申請者氏名はすべて戸籍名で記入してください。

**a. 臨床発達心理士スーパーバイザー資格申請書**

「臨床発達心理士スーパーバイザー資格申請書」に必要事項を記入して捺印してください。

**b. 申請理由書**

「申請理由書」には、4) の研究実績としてあげたもののうち、主要 3 編のコピーを必ず添付して下さい。

**c. 推薦書**

「推薦書」を用い、臨床発達心理士の有資格者による推薦書をご用意ください。推薦書の作成者による署名・捺印の後、任意の封筒に入れ厳封の上、ご提出ください。

**d. 顔写真 2 枚**

3 cm × 3 cm の大きさ（3 ヶ月以内に撮影、無帽、背景無し）。白黒・カラーどちらでも構いません。

① 申請書用：申請書に貼り付けてください。

② ID カード用：裏面に、氏名と臨床発達心理士登録番号を記載してください。この写真が ID カードの写真となります。



**e. 受領証（官製はがき）**

官製はがきをご用意ください。用意したはがきの宛名にご自分の住所、氏名を記入の上、ご提出ください。

**f. スーパーバイザー資格申請 提出書類確認表**

「スーパーバイザー資格申請 提出書類確認表」の太線内を記入し、認定審査料を払い込んだ際の払込請求書兼受領証またはご利用明細票のコピーを貼付してください。

**3) 口述審査について**

口述審査は2017年11月19日（日）に行われます。審査内容は「臨床発達心理士スーパーバイザーの職務の理解と資質」に関するもので、約30分間行われます。集合時刻については11月上旬に通知を送付します。

**4) 認定審査料**

19,500円

認定審査料は、2017年8月1日（火）から9月3日（日）までに、払込取扱票に必要事項を記入の上、19,500円（税込み）を払い込んでください。

**払込先（郵便振替）**

加入者名：一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

口座番号：00170-0-93086

通信欄： 「2017年度スーパーバイザー認定審査料」

申請者氏名、臨床発達心理士登録番号

依頼人欄： 住所、氏名、電話番号

払込は必ず郵便局に備え付けの払込取扱票（青色）を用いて行ってください。電信振替、電信払込等による送金は入金確認を行えないため、取り扱えません。

指定口座へ払い込んだ際の「郵便振替払込請求書兼受領書」または「ご利用明細票」のコピーを、提出書類確認表の所定欄に貼付してください。なお、一度入金された審査料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

## 5) 申請手続書類の送付先

角 2 封筒を用いて、指定期間内に下記住所まで郵送してください。なお、簡易書留または宅配便など手元に送付記録を残す方法にて送付してください。なお、表面には「スーパーバイザー資格申請書類在中」と朱書して下さい。

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-20-12 山口ビル 8F

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構・スーパーバイザー資格認定委員会

## 6. 個人情報保護規程

申請書類および申請にかかわり、一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構が入手した個人情報は、一連の認定に関わる業務および登録に関わる業務に、必要な範囲内で利用します（日本臨床発達心理士会との共同利用を含む）。

なお、本法人の個人情報保護指針につきましては、ウェブサイト (<http://www.jocdp.jp/>) にて公表していますので、お読みになって同意の上、申請してください。

## 7. 問い合わせ

※問い合わせは、ウェブサイトのお問い合わせフォームよりお願いします。

※ウェブサイトもご参照ください。

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-20-12 山口ビル 8F

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構・スーパーバイザー資格認定委員会

FAX : 03-6304-5705

電子メール : [shikaku@jocdp.jp](mailto:shikaku@jocdp.jp)

ウェブサイト : <http://www.jocdp.jp/>

※ 問い合わせはウェブサイトのお問い合わせフォームよりお願いいたします。

## 臨床発達心理士スーパーバイザー 認定申請ガイド —2017 年度版—

---

2017 年 6 月 1 日 発行

編集・発行者：

〒160-0023

東京都新宿区西新宿 6-20-12 山口ビル 8F

一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構 スーパーバイザー資格認定委員会

FAX : 03-6304-5705

電子メール : shikaku@jocdp.jp

ウェブサイト : <http://www.jocdp.jp/>

振込先（郵便振替）

口座番号 : 00170-0-93086

加入者名 : 一般社団法人 臨床発達心理士認定運営機構

---